

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡の承諾等  
に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿南市(以下「市」という。)が発注する建設工事を請け負う建設業者が公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した「地域建設業経営強化融資制度」(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)を利用する場合における、阿南市公共工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡承諾の対象者)

第2条 債権譲渡承諾の対象者は、市発注の工事を受注・施工している、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅元請建設業者(以下「元請業者」という。)とする。

(債権譲渡の対象工事)

第3条 債権譲渡の対象工事は、次の工事を除く1件の請負代金額が1,000万円以上の工事(債権譲渡承諾申請時)を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む。)に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 次に掲げる工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事  
ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事  
イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (4) 元請業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。)又は建設業の実務に関して専門的な知

見を有するこのと、地域建設業経営強化融資制度に係る元請業  
者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有基金業  
が保証者として適当と認め民間事業者であって、元請業  
者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者と  
する。

(譲渡債権の範囲)

第5条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該建設工事が  
完成した場合においては、約款第31条第2項の検査に合格  
し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から  
前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により  
発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただ  
し、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第  
47条第1項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相  
応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及  
び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に  
基づく金額を控除した額とする。なお、元請業者と債権譲渡  
先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じ  
た場合には、変更後の金額とする。この場合において、元請  
業者は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを添付し  
、通知するものとする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第6条 地域建設業経営強化融資制度に係る譲渡債権は、債権  
譲渡先の元請業者に対する当該建設工事に係る貸付金及び公  
共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律18  
4号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事  
業会社」という。)が当該建設工事に係る元請業者に対し  
て有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、  
債権譲渡先又は保証事業会社が当該元請業者に対して有する  
その他の債権を担保するものでない。

(債権譲渡を承諾する時点)

第7条 当該建設工事の出来高(第3条第2号アにあっては、  
最終年度の工事に係る出来高)が、2分の1以上に到達した  
と認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第8条 元請業者は債権譲渡の承諾の申請を行う場合には、次  
の書類を市に提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)1通

- (2) 工事履行報告書（様式第5号）1通
- (3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書1通  
（債権譲渡の承諾の決裁処理手順等）

第9条 契約権者は、次の各号に定める手続きに従い、債権譲渡の承諾事務を行うものとする。

- (1) 契約権者は、申請書類受理後、速やかに承諾のための手続きを行うものとする。
- (2) 契約権者は、債権譲渡整理簿（様式第6号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。
- (3) 契約権者は、債権譲渡の承諾後、確定日付を付した債権譲渡承諾に係る通知（様式第2号）を元請業者及び債権譲渡先に交付するものとする。なお、交付にあたっては、郵送する場合は配達証明扱いとし、直接交付する場合は受領書を徴しておくものとする。

2 契約権者は債権譲渡の申請及び承諾状況について企画総務部管財課に毎年4月1日から9月30日までの状況を10月15日までに、10月1日から翌年3月31日までの状況を4月15日までに債権譲渡報告書（様式第7号）により報告するものとする。

（申請書類等の確認に際して留意すべき事項）

第10条 申請書類等の確認に際して留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）については、譲渡対象債権の金額（申請時点）が工事請負契約に基づき元請業者が請求できる債権金額と一致していることを確認するものとする。
- (2) 工事履行報告書（様式第5号）については、当該建設工事の出来高が2分の1以上であることを確認するものとする。
- (3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書が提出されていることを確認するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第11条 契約権者は、前条に規定する事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

2 前項の場合には、契約権者は元請業者及び債権譲渡先に対し、承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾に係る通知（様式第3号）を交付するものとする。

（債権譲渡の通知）

第12条 元請業者及び債権譲渡先は市による債権譲渡の承認を受け、債権譲渡契約を締結した場合は速やかに連署にて市に次の書類を提出するものとする。なお、提出先は申請書類の受理を行った契約権者とし、配達証明郵便にて提出するものとする。

(1) 債権譲渡通知書（様式第4号）1通

(2) 債権譲渡契約証書（参考様式第1号）の写し1通

(3) 発行日から3ヶ月以内の元請業者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通

2 元請業者は約款第4条の規定に基づく当該建設工事の契約の保証を行う金融機関、保証事業会社又は保険会社に対して債権譲渡通知書（様式第4号）の写し及び債権譲渡契約証書（参考様式第1号）の写しを添付し、債権譲渡を行った旨を通知するものとする。

（工事請負代金の振込先の変更）

第13条 契約権者は債権譲渡通知書（様式第4号）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続きをとるものとする。

（支払計画等の提出）

第14条 元請業者は債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該建設工事に関する下請業者等への代金の支払状況及び地域建設業経営強化融資制度に基づく融資に係る借入金の当該建設工事に関する下請業者等への支払状況・支払計画書（参考様式第2号）を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとする。また、保証事業会社においては、債権譲渡先から同計画書（参考様式第2号）の写しを受けて確認するものとする。

（出来高査定）

第15条 融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要がある場合、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うものとする。

2 前項による出来高査定を行うに当たり、現地確認の必要がある場合は、債権譲渡先は契約権者に対して工事出来高査定協力依頼書（様式第8号）を提出するものとする。この場合

において、契約権者は、工事監督員と協議のうえ、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入を承認するものとする。

(融資実行の報告)

第16条 元請業者及び債権譲渡先が、市による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて契約権者に融資実行報告書(様式第9号)を提出するものとする。

2 元請業者が、当該建設工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに契約権者に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

(債権譲渡先からの債権金額の請求)

第17条 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。なお、債権譲渡先は、市による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとする。

(1) 阿南市指定請求書(阿南市財務規則様式第6号)1通

(2) 工事請負代金請求明細書(様式第10号)1通

(3) 債権譲渡承諾に係る通知(様式第2号)の写し1通

(4) 債権譲渡契約証書(参考様式第1号)の写し1通

2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は元請業者及び債権譲渡先は前払金及び中間前払金並びに部分払金を請求することはできないものとする。

(工事請負代金請求書の確認に際して留意すべき事項)

第18条 契約権者は、請求金額が、第5条に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾に係る通知において規定されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

阿南市長 岩浅 嘉仁 殿

請負者  
 (譲渡人) 所在地  
 商号又は名称  
 代表者名 実印

(譲受人) 所在地  
 商号又は名称  
 代表者名 実印

請負者(以下「甲」という。)が阿南市(貴殿)に対して有する基本契約書【貴殿と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書】に基づく下記の工事請負代金債権を譲受人(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、阿南市公共工事標準請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、阿南市公共工事標準請負契約約款第41条に定められたかし担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 自 平成 年 月 日  
 至 平成 年 月 日

4 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
 - (2)前払金額 金 円  
 - (3)中間前払金額  
 及び部分払金額 金 円  
 (4)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

阿南 第 号  
平成 年 月 日

請負者  
(譲渡人) 所在地  
商号又は名称  
代表者名 殿

(譲受人) 所在地  
商号又は名称  
代表者名 殿

阿南市長 岩浅 嘉仁

建設工事請負代金の債権譲渡の承諾について(通知)

平成 年 月 日付けで依頼のあった、公共工事(工事名: )に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人(以下「乙」という。)に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、阿南市公共工事標準請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人(以下「甲」という。)の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は阿南市公共工事標準請負契約約款第34条に規定する前払金及び中間前払金並びに阿南市公共工事標準請負契約約款第37条第1項に規定する部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、当該建設工事が完成した場合においては、阿南市公共工事標準請負契約約款第31条第2項に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、阿南市公共工事標準請負契約約款第47条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の阿南市の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて阿南市に債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、阿南市は関与しないこと。

様式第3号(第11条関係)

阿南 第 号  
平成 年 月 日

請負者

(譲渡人)所在地  
商号又は名称  
代表者名 殿

(譲受人)所在地  
商号又は名称  
代表者名 殿

阿南市長 岩浅 嘉仁

建設工事請負代金の債権譲渡の不承諾について(通知)

平成 年 月 日付けで提出された、次の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、次の理由により承諾できません。

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

4 請負代金額 円

5 承諾しない理由

債権譲渡通知書

平成 年 月 日

阿南市長 岩浅 嘉仁 殿

請負者  
 (譲渡人) 所在地  
 商号又は名称  
 代表者名 実印

(譲受人) 所在地  
 商号又は名称  
 代表者名 実印

平成 年 月 日付けで御承諾いただきました(譲渡人)が阿南市に対して有する下記  
 工事請負代金債権について、(譲受人)に譲渡致しましたので、譲渡人、譲受人連署のう  
 え通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は譲受人の下記振込口座にお振り込みく  
 ださい。

記

[ 譲渡債権の表示 ]

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 工期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日
- 4 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
 - (2)前払金額 金 円  
 - (3)中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
 (4)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)  
 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[ 振込口座 ]

- 1 振込希望金融機関名  
銀行 本支店
- 2 預金の種別、口座番号  
××預金××××××××
- 3 口座名義  
(ふりがな)  
××××

様式第5号 (第8条関係)

## 工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 事 箇 所			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
日 付	平成 年 月 日 ( 月分)		
月 別	予 定 工 程 ( % ) ( )内は工程変更後	実 施 工 程 ( % )	備 考
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
(記載欄)			

様式第6号(第9条関係)

(所属名: )

### 債権譲渡整理簿

整理番号	申請年月日	承諾年月日	工事名	請負者	請負金額(円)		債権譲渡先
					当	初	
					変	更	
					変	更	
					変	更	
					当	初	
					変	更	
					変	更	
					変	更	
					当	初	
					変	更	
					変	更	
					変	更	
					当	初	
					変	更	
					変	更	
					変	更	

様式第7号（第9条関係）

阿南 第 号  
平成 年 月 日

企画総務部管財課長 殿

所属長

債権譲渡について（報告）

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡の承諾等に関する事務取扱要領第9条第2項の規定に基づき、債権譲渡の申請及び承諾状況について次のとおり報告します。

（対象期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日）

整理 番号	申 請 年月日	承 諾 年月日	工事名	請負者	請負額 (円)	債権譲渡先

請負金額は最終の請負金額を記載すること。

工事出来高査定協力依頼書

阿南市長 岩浅 嘉仁 殿

(債権譲受人)所在地

商号又は名称

代表者名

印

次の工事について、「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を査定する必要があります。

つきましては、同工事の出来高査定に係る工事現場への立ち入りについて承諾いただきますようお願いいたします。

1 工事名

2 工事箇所

3 請負者 住所  
氏名

4 現場立入希望日時 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分

5 現場立入者職氏名

6 連絡先

融資実行報告書

平成 年 月 日

阿南市長 岩浅 嘉仁 殿

(甲) 譲渡人	所在地	
借入人	商号又は名称	
	代表者名	実印

(乙) 譲受人	所在地	
貸付人	商号又は名称	
	代表者名	実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき平成 年 月 日付け第 号でご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を平成 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[ 譲渡債権の表示 ]

1	工事名		
2	工事箇所		
3	工期	自 平成 年 月 日	
		至 平成 年 月 日	
4	(1)請負代金額	金	円
	- (2)前払金額	金	円
	- (3)中間前払金額		
	及び部分払金額	金	円
	(4)債権譲渡額	金	円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

様式第 10 号 ( 第 17 条関係 )

工事請負代金請求明細書

平成 年 月 日

阿南市長 岩浅 嘉仁 殿

( 債権譲受人 ) 所在地

商号又は名称

代表者名

実印

平成 年 月 日付け第 号で承諾を受けた建設工事請負代金の債権譲渡承諾通知に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 工事の代金

( 内訳 )

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 中間前払金受領済額	
及び部分払金受領済額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

2 支払口座等

(1) 振込希望金融機関名

銀行 本支店

(2) 預金の種別、口座番号

×× 預金 ××××××××

(3) 口座名義

( ふりがな )

××××

(4) 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファックス

## 債権譲渡契約証書

譲渡人(以下「甲」という。)と譲受人(以下「乙」という。)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

### 第1条(譲渡債権)

甲と阿南市(以下「丙」という。)との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約(以下「当該工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を、平成 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事箇所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額((5)-(6))金 円(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、当該建設工事が完成した場合においては、阿南市公共工事標準請負契約約款第31条第2項に規定する検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、当該工事請負契約が解除された場合においては、阿南市公共工事標準請負契約約款第47条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、当該工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

### 第2条(担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

### 第3条(禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

### 第4条(被担保債権)

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（当該工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

#### 第5条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

#### 第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

#### 第7条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との当該工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 当該工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知



支払状況・支払計画書

平成 年 月 日

御中

発注者名

工事名

契約金額

印

該当する番号につけてください。

工事代金支払項目	全所要数量				支払済み				支払予定				支払先		
	下請工種又は資材名		全所要金額		月日	金額			月旬	金額			(名称/所在地/電話)		
1下請代金 2資材代金								円					円	<名称>	
				円										<所在地>	
				円										<電話>	
1 2														<名称>	
				円										<所在地>	
				円										<電話>	
1 2														<名称>	
				千円										<所在地>	
				千円										<電話>	
1 2														<名称>	
				円										<所在地>	
				円										<電話>	
合計又は次葉繰越高															

(ご注意)

・支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。  
 上旬 1～10日 中旬 11日～20日 下旬 21～月末